

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は平成十三年十二月十五日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成十三年十二月二十日とすること。